

令和8年度 四日市市議会 2月定例会月議会 総務常任委員会報告

協議会事項「四日市市部落差別をはじめとする

あらゆる差別を無くすことを目指す条例」の改正について

四日市市議会において、「四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例」の改正案について、市側から報告がありました。今回の協議会では結論を出すのではなく、条例の表現やその効力の及ぶ範囲について、様々な視点から踏み込んだ議論が行われました。

1. 議論の前提：条例改正案の検討内容

今回の協議会では、「四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例」の改正素案が議題となりました。

■改正の目的

- ・インターネットの普及や少子高齢化、経済的格差の拡大など、複雑化・多様化する人権課題に対応するため。
- ・基本的人権を保障し、不当な差別をはじめとするあらゆる人権課題を無くすための市の責務や施策を定め、明るく住みよい「人権尊重都市四日市市」を実現すること。

■主なポイント

- ・「市民等」という言葉が指す範囲

改正案では、従来の「市民」という表記を「市民等」に広げるとともに、新たに「事業者」や「市議会議員、公務員」の責務を個別に規定し、社会全体で取り組む姿勢を明確にしています。

- ・価値観に関わる言葉の盛り込み

第2条（基本理念）において、全ての人が「幸福な生活を営む」ことや、「生き生きとした人生を享受することができる共生社会」を実現することの重要性が明文化されました。

■条例の性質

- ・罰則を伴う禁止規定ではなく、市の責務や市民・事業者の協力、施策の基本事項（人権教育、相談体制の充実、実態調査など）を定めることで、目指すべき理想の社会像を示す「理念条例」としての性格を持っています。

■新たに盛り込まれた具体的な施策

理念を具体化するため、以下の項目が新たに、またはより強く規定されました。

・インターネット対策

誹謗中傷などの人権侵害を防止するため、リテラシー向上に向けた教育や啓発、必要な措置を講じることが明記されました。

・相談体制の充実

相談窓口の設置や体制の充実に努めることを施策の柱として位置づけ、継続的な検証を行うとしています。

・基本計画の策定

施策を総合的かつ計画的に推進するため、市が「基本計画」を策定することが義務付けられました。

2. 主な質疑応答の要約

■ 市外居住者にどこまで「責務」を求めるか

条例案において、差別をしないなどの役割を担う「市民等」という表現の範囲と、その法的な有効性について議論が集中しました。

●議員の指摘

- ・「市民等」には市外からの通勤・通学者も含まれるが、四日市市民以外にまで条例で責務（果たすべき役割）を課すことに問題はないか。
- ・四日市市内にいる時間だけでなく、市外の自宅に帰った後の時間にまでこの責務が及ぶような書き方は、条例の効力が及ぶ地域的な限界を超えており、不自然ではないか。

●市の回答

- ・「市民等」には、住民票がある人だけでなく、市内で活動し、多くの時間を市内で過ごす通勤・通学者も含めている。
- ・条例の効力は原則として市域内に限られるが、市内で活動する人々を一体として捉え、人権尊重の意識を持っていただくよう「お願い」することは、条例の趣旨として可能であると考えている。
- ・この責務は具体的な義務や権利の制限を伴うものではないため、法的な限界を侵害するものではないという解釈である。

■ 基本理念における「主観的な言葉」の定義

「いきいきとした人生を享受する」といった表現が、条例というルールという言葉とし

て適切かどうかが問われました。

●議員の指摘

- ・「いきいきとした人生」は人によって捉え方が異なり、時代によっても変わる「揺れのある言葉」であり、違和感がある。
- ・「幸福」も同様に、何をもって幸せと感じるかは個人の主観であり、状況によって全く異なる。
- ・こうした個人の感性に踏み込むような、主観的な言葉を条例に記載する必要があるのか。

●市の回答

- ・これらの表現は、国や県の最新の人権啓発方針と共通の理念を持つために引用したものである。
- ・行政が「何が幸福か、何がいきいきしているか」を一律に定義することは難しく、むしろ「その人がその人らしく生きられる姿」を尊重するための概念として用いている。
- ・100人いれば100通りの捉え方があることを前提としており、現時点で行政としてこれらを定義する考えはない。

■ 理念条例としてのあり方

議論のまとめとして、言葉の幅をどう捉えるべきかについて意見が出されました。

●議員の指摘

- ・人権尊重は自分一人で完結するものではなく、周囲との関係の中で成り立つため、市外の人も含めた広い意識を促すことには意味がある。
- ・一方で、条例として示す以上、言葉のブレを少なくし、後々誤解が生じないように精査すべきという考えもある。
- ・個人の満足基準は人それぞれであることを尊重しつつ、不合理な差別をなくすという本質を見失わないことが重要である。